

令和3年度

# 障害者を対象とした 仙台市職員採用選考案内

令和3年10月19日  
仙台市人事委員会

第一次考查日▷12月5日(日)

申込受付期間▷10月19日(火)～11月10日(水)

〔受験申込は郵送(「簡易書留」等の確実な方法)に限ります。  
申込受付期間中の消印のみ有効です。〕

この採用選考は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

※ 点字の選考案内・受験申込書をご希望の方は、当事務局(連絡先は8ページ参照)へお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により採用選考の内容が変更される場合等には、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」(8ページ参照)上で告知しますので、随時確認してください。

◆ 考查当日は、感染予防のためマスクの着用をお願いします(マスクの着用が難しい方はその旨を受験申込書の必要事項欄にご記入ください。)。なお、本人確認のための写真照合の際には、係員の指示に従い、マスクは一時的に外してください。

◆ 考查当日は、検温を行う等、ご自身で体調の確認を行った上で来場してください。

◆ 考查当日までに体調がすぐれない場合(風邪の症状や強いだるさ、息苦しさがある場合等)は、お住まいの自治体に設置されている新型コロナウイルスに関する相談窓口にご相談してください。

◆ 受験室は換気を行いますので、室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。

## 1. 職種・採用予定人員・職務概要

職種	採用予定人員	職務概要
事務	若干名	施策立案, 税務, 福祉, 窓口業務等の市政のあらゆる分野において行政事務に従事します。
学校事務	若干名	市立の小・中・高・中等教育学校等において学校事務に従事します。

◇ 「事務」・「学校事務」の双方の職種を選択できます。その場合は、第1志望と第2志望の職種を志望する順に選んでください(第1志望のみでも結構です。)。なお、申込受付後に志望する職種の変更はできません。

◇ 考查の内容は、「事務」・「学校事務」とも共通です。

◇ 第一次考查の合格者は、職種ごとに成績順で決定します。この際、第2志望のみ又は第1志望・第2志望双方で合格する場合があります。

- ◇ 最終合格者は、職種ごとに第二次考査の成績順で決定します。第2志望で合格する場合もあります。なお、双方の職種で最終合格ラインに達した場合は、第1志望の職種のみ合格となります（志望しない職種で合格することはありません。）。
- ◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

## 2. 受験資格

次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす人

- (1) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人
  - ア 身体障害者福祉法第15条に定める**身体障害者手帳**
  - イ 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の**診断書・意見書**（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については，指定医によるものに限る。）
  - ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する**療育手帳**
  - エ 児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの**判定書**
  - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める**精神障害者保健福祉手帳**
- ※ 上記の手帳等は第一次考査日当日において有効であることが必要です。第一次考査日当日に手帳等を確認します（確認できない場合は受験できません。）。また，第一次考査日以降も，採用までの間に手帳等の提示を求めることがあり，上記要件に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます。）は，判明時以降の試験を受験できないほか，最終合格後であっても採用されません。
- ※ 療育手帳の名称については，交付している地方公共団体により独自の名称が付けられている場合があります。ご不明な場合は，お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。
- (2) 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人（学歴は問いません。）
- (3) 次のいずれかに該当する人
  - ア 日本国籍を有する人
  - イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
  - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- ※ 日本国籍を有しない人は，採用後，担当できる職務などに制限があります（6ページ「9. 日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。）。
- (4) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

### 3. 考査の日時・会場

考査	考査の方法	日 時	会 場
第一次考査	教養考査	令和3年12月5日(日) 〔活字印刷文による受験の場合〕 10時30分～15時25分頃(10時から受付)	8ページ記載の いずれかの会場 ※受験票に記載 して通知します。
		〔点字・拡大読書器(ルーペと同視されるものは除く。)]による受験の場合〕 9時15分～15時45分頃(9時から受付)	
第二次考査	面接考査	令和4年1月28日(金), 31日(月), 2月1日(火)のいずれか1日を指定	仙台市役所 上杉分庁舎

- ◇ 受験票, 障害を証明する手帳等(2ページ 2. 受験資格(1)に掲げる手帳等), 筆記用具, 時計, その他受験に必要な補装具等を持参してください。
- ◇ 教養考査, 作文考査の実施日には昼休みが入りますので, 昼食を用意してください。
- ◇ 考査時間中は, 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します(時計の代わりに使用することも認めません。)。考査時間中に使用を確認した場合は, 失格となることがあります。
- ◇ 第二次考査の詳細については, 第一次考査の合格者に通知します。

### 4. 考査の方法・内容等 ※「事務」・「学校事務」とも全ての考査を共通で実施します。

考査	考査の方法	内 容 ・ 出 題 分 野 等	配 点
第一次考査	教養考査 (90分)	社会, 人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解, 判断推理及び数的推理に関する一般知能についての五肢択一式による筆記考査(30問)	30
第二次考査	作文考査 (90分)	出題されたテーマについて記述するもの(1,000字程度)	100
	面接考査	個別面接	300

- ◇ 考査の方法・問題は, 日本国籍の人, 日本国籍を有しない人全て同一です。教養考査及び作文考査の出題は, 日本語(点字を含む。)により行い, 解答も日本語(点字を含む。)です。また, 面接考査は, 全て日本語(手話を含む。)での質問・応答になります。
- ◇ 教養考査の問題冊子の活字の大きさは, 12ポイント程度です(この「選考案内」はおおむね12ポイントの活字を使用しています。)
- ◇ 上表のいずれかの考査において一定の合格基準に達しない方は, 他の考査の成績にかかわらず不合格となります。
- ◇ 教養考査は, マークシートで解答していただきます。マークシートでの解答が困難な方は, 事前に当事務局までお知らせください。  
また, 教養考査は, HBの鉛筆のみ使用できますので, 必ずお持ちください(作文考査は, 鉛筆・シャープペンシルのいずれも使用可能です。)
- ◇ 必要な方は, 点字問題・拡大印刷問題で受験できます(点字・拡大読書器(ルーペと同視されるものは除く。)]による受験の場合は, 考査時間が, 教養考査, 作文考査ともに135分となります。  
また, 点字受験の際, 試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。ただし, 一定の条件がありますので, 詳細は当事務局までお問い合わせください。

- ◇ 上肢障害2級以上又は言語と上肢の複合障害2級以上で、かつ、筆記困難な方は、パソコンを使用して受験できます（考査時間は一般受験者と同じです）。  
使用を希望する方は、必ず事前に電話やファクシミリで当事務局にご相談ください（使用する場合は各自持参してください）。また、自筆により記入する書類もありますので、補装具が必要な方は持参してください。
- ◇ 必要な方は、点字器・拡大読書器・ルーペ・車椅子・補聴器等を使用して受験できます。使用する場合は各自持参してください。その他の補装具等の使用も認める場合がありますので、使用を希望する方は、必ず事前に電話やファクシミリで当事務局にご相談ください。
- ◇ 第二次考査の面接考査では、就労支援機関の職員等の同席を合理的配慮として認めません。同席を希望する場合は、第一次考査の合格発表後、令和4年1月14日（金）までに、受験者本人が必ず当事務局まで連絡してください。当事務局への連絡がない場合は、同席を認めません。

## 5. 受験申込手続

- (1) 本案内はさみ込みの申込書・受験票に必要事項を漏れなく記載の上、所定欄に自筆で署名し、写真（縦4cm×横3cm）を貼って申し込んでください（「受験申込書の記入要領」にしたがって記入してください。また、申込書の記載が十分か、写真は正しいサイズで鮮明か等、必ず確認してください）。
- (2) 申込は郵送に限ります。封筒の表に「選考受験」と朱書きし、封筒の裏には氏名と住所を記入して、  
〒980-8671 仙台市人事委員会事務局（住所不要）  
あてに「簡易書留」等の確実な方法により、送付してください。  
受付期間中の消印のあるものに限り受理します。
- (3) 受験票は全て郵送で交付するので、受験票用はがきには必ず63円切手を貼付してください。受験票は11月24日（水）に発送予定です。11月30日（火）までに届かない場合には、当事務局に照会してください。

## 6. 合格発表

発 表 日 時		掲 示 場 所
第一次考査	令和3年12月17日（金）午前10時	仙台市役所本庁舎東側掲示板
最終発表	令和4年2月10日（木）午前10時	

- ◇ 合格者にのみ郵送により通知しますが、合格を確認したにもかかわらず発表後4日たっても届かない場合には、当事務局に照会してください。
- ◇ 同日午前10時以降、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」（8ページ参照）に合格者の受験番号を掲載します。また、当事務局で電話による合否の照会を受け付けます（電話 022-214-4457）。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は申込書等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、選考に合格しても採用される資格を失うことがあります。

## 7. 成績開示

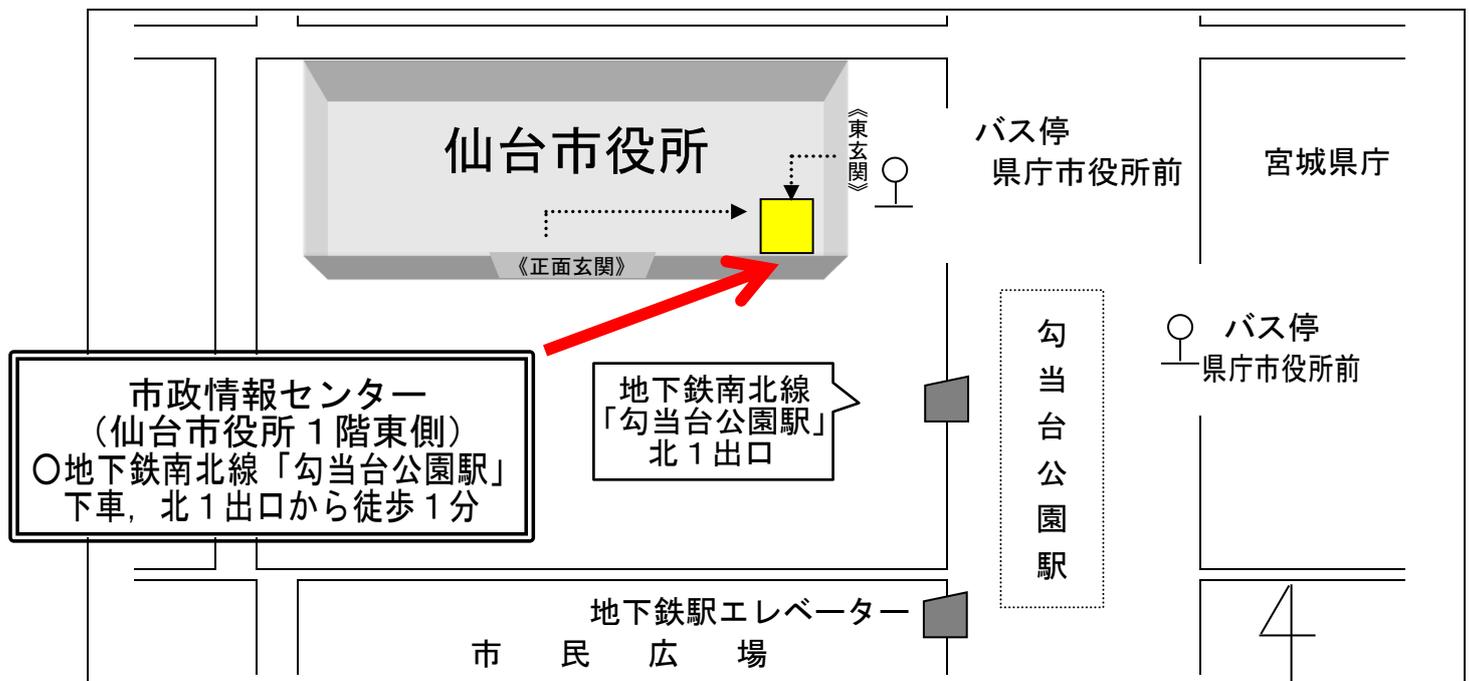
この考査の結果については、仙台市個人情報保護条例に基づき、口頭で開示を請求することができます（次ページ表参照）。

対 象	開示内容	期 間	申 込 方 法	開示場所
第一次考査 の不合格者	第一次考査 の粗点・得 点, 順位	合格発表日 (12月17日) から 1か月間	電話, はがき等による請求で は開示できません。受験者本人 又はその法定代理人が必要書類 をお持ちの上, 開示場所で口頭 により申し込んでください。 (事前に電話又はファクシミリ で当事務局あてに連絡してくだ さい。)	市政情報セン ター (市役所本庁舎 1階東側)
第二次考査 の不合格者	・第二次考 査の作文考 査及び面接 考査の得点 ・最終順位 及び最終得 点	合格発表日 (2月10日) から 1か月間	受付時間は, 午前9時から午 後5時までです。なお, 土曜 日, 日曜日, 祝日及び12月29日 (水) から1月3日(月)まで は受付しません。	「成績開示場所 案内図」参照

※ 成績開示に必要な書類

<p>[受験者本人が請求する場合] 受験票又は本人であることが確認できる書類 (運転免許証, 旅券, 個人番号カード等)</p>
<p>[法定代理人が請求する場合] 受験者本人の受験票及び法定代理人であることが確認できる書類 (戸籍謄本・ 抄本 (3か月以内に発行されたもの) 等) 並びに法定代理人本人であることが確 認できる書類 (法定代理人自身の運転免許証, 旅券, 個人番号カード等)</p>

## 成績開示場所案内図



※ 開示を希望する場合は, 事前に電話又はファクシミリで当事務局あてに  
連絡してください。

## 8. 採用の時期・給与等

(1) 採用は、令和4年4月1日の予定です。

(2) 給与

初任給は、それぞれの学校を卒業直後に採用された場合で、地域手当を含め、次表のとおりです（令和3年4月1日現在）。なお、学歴や職歴によっては、この額に一定の基準に基づいて加算された金額となる場合があります。

次表のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。

学歴 (卒業直後の場合)	初任給（地域手当を含む。）
	事務・学校事務
高校卒	約160,100円
短大卒	約171,200円
大学卒	約187,600円

(3) 勤務時間

原則として1週間当たり38時間45分です。事務は週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は60分）、学校事務は週休日を除く午前8時30分から午後5時まで（休憩時間は45分）です。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(4) 休暇

1年間に20日の年次有給休暇や、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇、育児休業、育児時間、育児短時間勤務、子の看護休暇、要介護者の介護や不妊治療のための家庭支援休暇等の制度があります。

## 9. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

(1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。

公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。

- ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる職務
- ② 市民に義務や負担を一方的に課すこととなる職務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務

(2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。

※ なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、当事務局までお問い合わせください。

## 10. 第一次考査 教養考査例題

- (1) 衆議院と参議院の権能に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。
1. 内閣総理大臣の指名は、衆議院のみが持つ権能であり、指名には衆議院における過半数の賛成が必要である。
  2. 内閣不信任決議は衆参両院が行うことができ、衆参両院でともに可決された場合、内閣は衆参両院を解散するか、総辞職することとなっている。
  3. 衆議院で可決された法律案が参議院で否決された場合、その法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
  4. 国の予算は、まず参議院で審議され可決された後、衆議院で審議がされ可決されると成立する。
  5. 憲法改正の発議は、衆議院と参議院それぞれの総議員の過半数の賛成で、国会が行う。

(正答 3)

- (2) A～Eの互いに年齢の異なる5人がいる。年齢の差は、AとBが4歳、BとCが3歳、CとDが7歳、BとEが10歳である。Eが最も年上であり、Bよりも年上の人2人であることが分かっているとき、確実に言えるのはどれか。
1. Aよりも8歳年上の人がある。
  2. Bよりも10歳年下の人がある。
  3. Cよりも1歳年下の人がある。
  4. Dよりも14歳年上の人がある。
  5. Eよりも6歳年下の人がある。

(正答 5)

## 11. 令和2年度 第二次考査作文題

社会のさまざまな人と関わりあって物事に取り組むうえで大切だと思うことは何か、自分自身の経験を踏まえて、あなたの考えを述べなさい。

